



平成21年分所得税・平成22年度住民税

確定申告は正しくお早めに

還付申告受付 1月18日(月) から

【会場】 役場1階相談室

※1月29～2月2日は離島地区申告のため受付けていません
※2月8～9日は農業所得者で標準だった方のみです

申告相談受付(離島) ※場所など詳しくは、別に配布するチラシでご確認ください

(焼尻地区) 1月29日(金) から 31日(日) まで
(天売地区) 2月1日(月) から 2日(火) まで

申告相談受付(市街) 2月16日(火) から 3月15日(月) まで

【会場】 役場1階相談室

※2月18～19日は川北老人福祉センター

【時間】 午前9時00分～午前11時00分
午後1時00分～午後4時00分

※書類の状況によっては受付順番どおりにならないこともあります

収入の有無に関係なく申告が必要な方

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に参加している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除等の申請をする方
- 町営住宅等に入居されている方
- 所得証明等が必要となる方

[申告をすると税金が還付される方]

- 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- 医療費が10万円を超える方(所得が200万円以下の方は、その5%を超える額)
高額療養費等により補てんされた医療費は除きます
- 控除対象となる寄付金が5千円を超える方
- 借入金等によって、住宅を取得又は増改築した方
対象となる要件を満たしている必要があります

[申告に必要なもの]

- 印鑑
- 収入金額、必要経費を確認できる書類(集計してください)
- 給与所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票(ハガキ)
- 還付申告の場合、還付金の振込先金融機関の口座番号など(本人名義)
- 国民健康保険税、社会保険料、介護保険料、国民年金の領収書など
- 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合、医療費の領収書
明細書を記入していただきます(事前にお渡しすることもできます)
- 障害者手帳、寄付金の領収書 そのほか収入や控除に必要な書類



申告書は自分で書いて早めに提出しましょう

☞ 確定申告に関するお問い合わせ 財務課税務係 ☎ 0164-62-1211(内線256) ✉ zaimu@town.haboro.lg.jp